

改定後	改定前
<p><u>リボ払い専用カード</u>特約</p>	<p><u>リボルビング払い専用カード</u>特約</p>
<p>第1条（<u>リボ払い専用カード</u>） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）を貸与された個人の本会員が、本特約および三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、<u>リボ払い専用カード</u>（以下「本カード」という）を追加して発行・貸与します。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p>	<p>第1条（<u>リボルビング払い専用カード</u>） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）を貸与された個人の本会員が、本特約および三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、<u>リボルビング払い専用カード</u>（以下「本カード」という）を追加して発行・貸与します。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p>
<p>第3条（利用代金の支払い） 本カードでのショッピング利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該代金が、会員規約第32条に基づき会員が指定した支払いコースの<u>毎月支払額</u>（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は<u>リボ払い</u>とします。また、会員が本カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は本カード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>	<p>第3条（利用代金の支払い） 本カードでのショッピング利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該代金が、会員規約第32条に基づき会員が指定した支払いコースの<u>弁済金</u>（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該<u>弁済金</u>（毎月支払額）を超えた場合は<u>リボルビング払い</u>とします。また、会員が本カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は本カード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>
<p>第4条（利用枠） 本カードは、カード利用枠およびカードの<u>リボ払い</u>の利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードの<u>リボ払い</u>の利用枠を超えて本カードを利用した場合は、</p>	<p>第4条（利用枠） 本カードは、カード利用枠およびカードの<u>リボルビング払い</u>の利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードの<u>リボルビング払い</u>の利用枠を超えて本カードを</p>

原則として超過した金額を1回払い扱いとして支払うものとします。	利用した場合は、原則として超過した金額を1回払い扱いとして支払うものとします。
---------------------------------	---